

## ＜入所の申請＞

入所に際しては、次の書類による手続きが必要です。

それぞれ、正確に記入・捺印し、期日までに提出してください。

### (1) 茅ヶ崎市児童クラブ入所申請書

### (2) 保育が困難であることを証する書類

種別	必要書類	備考
就労により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労(予定)証明書</li> <li>・自営業については、確定申告等の控え等のコピー(専従者の確認)</li> <li>・内職者については、仕切書・納品書等のコピー(勤務時間の換算確認)</li> <li>・求職活動等については、求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書</li> </ul>	確定申告提出の場合は必ず受付印があるもの、第1表・第2表を提出してください。
出産により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳等のコピー</li> </ul>	母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの
疾病により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書・障害者手帳等のコピー</li> </ul>	
看護・介護等により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護・介護を受けている人の診断書・障害者手帳のコピー又は看護・介護を必要とすることを証明できるもの</li> </ul>	介護保険認定書等看護期間の記載があり、病状等がわかること
就学により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学状況申告書</li> <li>・在学期間の記載のある在学証明書のコピー</li> <li>・時間割表等のコピー</li> </ul> (新入学等の場合は、前年度の通学予定のクラス等の時間割を提出)	
育児休業中の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労(予定)証明書</li> </ul>	復職した際には、復職証明書を提出してください

※上記提出書類の内、就労(予定)証明書及び在学証明書は1ヶ月以内、診断書は3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

### (3) 児童調査票

※この児童調査票とは別に、緊急時の連絡先及び緊急時の引取り人をご記入いただく「令和5年度 緊急時連絡先」を入所決定後にご提出いただきます。(詳細については、入所決定時にご案内いたします。)

### (4) 児童の保育外行動に関する同意書

### (5) 預金口座振替依頼書

※各書類の記入方法については、＜付録＞の記入方法をご確認ください。

※入所の申請は、毎年行っていただきます。自動継続ではありません。

## ＜入所する児童クラブ＞

入所する児童クラブは、原則として児童が居住する小学校区に設置された児童クラブになります。